インターネットによる人権侵害

～人権それは愛～

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日～10日を人権週間と定めています。

県では、毎年12月4日～10日を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

インターネットの利用者は通信機器の急速な普及により年々増加しています。パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など、時と場所を選ばずインターネットに接続することができるため、インターネットが私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で、大きな存在となっています。

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、間違った使い方や、悪意をもって使うことで、社会的にも大きな影響をおよぼす場合があります。

たとえば、不特定多数の人に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を悪用して、他人を誹謗中傷する書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長するような表現、個人情報の流出などが挙げられます。

こうしたインターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人ひとりがほかの人の人権を侵害しないよう個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、情報の収集、発信における責任を自覚し、情報モラルを身に付けることが必要ではないでしょうか。

「みんなで築こう　人権の世紀」 － 考えよう　相手の気持ち　未来へつなげよう 違いを認め合う心 －

人権相談所開設のお知らせ

と　き　12月13日(木)午前10時～午後3時
ところ　市役所第二庁舎2階第1会議室
相談担当者　人権擁護委員

内　容
- 虐待やいじめなどの子どもの人権
- 離婚などの家庭内のもめごと
- 騒音やいやがらせなどの近隣とのトラブル
- 同和問題
- 職場における男女差別の相談など

この相談日のほか、市では毎月第2木曜日、さいたま地方法務局久喜支局〔久喜市本町4丁目5番28号☎(21)0215〕では毎週月曜・木曜日(午前9時～午後4時)にも、随時ご相談をお受けしていますのでご利用ください。

問合せ　人権推進課☎(43)1111内線162・FAX(44)0257

幸手駅東西自由通路階段アート作品募集

平成31年3月供用開始予定の幸手駅東西自由通路の東口および西口の階段に掲示するアート作品を募集します。

応募資格　幸手市在住か在勤または在学の人
応募内容　『大好きな幸手』をテーマとした絵画かCGまたは写真などのアート作品
※幸手の好きなところ、幸手の自慢、自分のこどもに伝えたい幸手のいいところなど、大好きな幸手を表現してください。
応募締切　平成31年1月15日(火)必着
応募方法　応募用紙および応募作品をメールか郵送または持参いずれかの方法でまちづくり事業課駅舎・自由通路担当へ
掲示予定　平成31年3月16日(土)～6月16日(日)
※募集案内および応募用紙は、市ホームページ、まちづくり事業課窓口、アスカル幸手、ウェルス幸手、各公民館で配布しています。
問合せ　まちづくり事業課☎(43)1111　内線542

幸手市さくらマラソン大会参加者募集

と　き　平成31年4月7日(日)
ところ　総合公園陸上グラウンド
ゲストランナー
浅井えり子氏、平井信行氏、井田寛子氏、東洋大学陸上競技部選手
種　目　①10マイル16.1km　②ふれあい3km　③ワンパク2km　④ほのぼの2km
受付期間　12月1日(土)～平成31年1月31日(木)
申込み　受付けは、スポーツエントリーが行っており、インターネット、電話、Famiポートから申込みできます
インターネット　「スポーツエントリー」で検索
電　話　☎0570(550)846
※平日午前10時～午後5時30分
問合せ
幸手市さくらマラソンエントリー事務局☎048(778)5880または、社会教育課☎(43)1111　内線644

12月3日～9日は障害者週間です

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、下記相談窓口までご連絡ください。

窓口に限らず、電話、FAX、電子メールでも可能です。

■相談窓口(社会福祉課障がい福祉担当)
☎(42)8435・FAX(43)5600・✉syakai@city.satte.lg.jp

※障害者週間とは、平成16年6月に障害者基本法で定められた週間で、障がい者への理解や関心を深める目的で制定されました。

障害者差別解消法をご存知ですか？

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月に施行されました。

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業所が、障がいのある人に対し、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

■障がいを理由とした不当な差別にあたる行為の例
- 入店を断る。
- 病院の受診や学校の入学を拒否する。
- 必要がないのに付添人の同行を求める。
- 本人の意向を考慮せず必要ない物を買わせる。

合理的配慮とは？

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業所に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業所に対しては対応に努めること)を求めています。

■合理的配慮の例
- **飲食店を利用する際、車椅子で着席したい**
  例：椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- **障がいにより、言葉でのやり取りが難しい**
  例：筆談や手話などで対応する。
- **配付物の文字が小さくて読めない**
  例：配付物の文字を拡大して、相手に読みやすくする。
- **窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる**
  例：周囲に人がいない場所や、個室で手続きを行う。

図書館に行こう

▼おはなし会
ところ　図書館
◎ひとつぶおはなし会
とき　12月の毎週土曜日午前11時から
内容　絵本「ばばばあちゃんのマフラー」、おはなし「ホレのおばさん」ほか
対象　5歳以上どなたでも
※12月8日はお休み。
◎おはなしの森
とき　12月12日(水)午前10時30分から
内容　大型絵本「ぐりとぐらのおきゃくさま」、パネルシアター「あわてんぼうのサンタクロース」ほか
対象　0歳～小学校入学前の幼児と保護者
※12月26日はお休み。
◎なでしこサロン
とき　12月20日(木)午前10時30分から
内容　絵本、手遊び、おしゃべりなど
対象　0歳～小学校入学前の幼児と保護者

▼クリスマス会
サンタさんが登場!?
とき　①12月21日(金)、②12月23日(日・祝)午後3時から
ところ　①図書館2階視聴覚室、②香日向分館談話室
内容　パネルシアターやクイズ
対象　4歳～小学生

▼本の福袋(本館のみ)
テーマに沿った本が3冊入っています。どんな本が入っているかは、借りてからのお楽しみ。
とき　平成31年1月5日(土)から
※なくなり次第終了。

▼大人の映画会
とき　12月16日(日)午後1時30分～4時
内容　「蔵」
対象　高校生以上(申込不要)

▼こども映画会
とき　平成31年1月6日(日)午後1時30分から
内容　16ミリアニメ映画の上映
対象　幼児～小学生

▼オカリナコンサート
とき　12月22日(土)午後2時から
内容　ギターとオカリナで「もろびとこぞりて」などを演奏
対象　5歳以上どなたでも
問合せ　図書館☎(42)0169・FAX(44)0536